

会員に関する規程細則

平成 21 年 10 月 25 日制定

「会員に関する規程」（以下「会員規程」という。）第 12 条の規定に基づき、以下の通り細則（以下「会員細則」という。）を定める。

（会費未納者等の取扱い）

- 第 1 条 4 段以上の会員に対しては、会員規程第 3 条第 3 項第 2 号の規定により退会した場合は、原則として連盟への再入会を認めない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情（病気、ケガによる長期療養、遠方への転勤等）が生じ、別記様式第 1 により理事長に休会届を提出した者の場合には、連盟への再入会の手続きをとることができる。
- 3 理事長は、休会届を提出した者の情報及び休会理由等を、原則として直近に開催される理事会に報告しなければならない。

（新規入会者の審査申請の取扱い）

- 第 2 条 3 段以上の会員に対しては、入会后 1 か年以上経過していなければ、4 段以上の剣道段位審査及び称号審査の申請を行わない。
- 2 前項の規定にかかわらず、3 段以上受有新規会員が、別記様式第 2 により理事長に前項の審査申請願いを提出した場合で、「事業の円滑な執行体制の整備に関する規程」第 2 条の規定に基づく執行理事会に諮って理事長が承認した場合には、連盟は審査の申請を行うことができる。

（補則）

- 第 3 条 本細則の実施に関し必要な事項は、執行理事会において別に定める。

（改廃）

- 第 4 条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附 則】

- 1 本細則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

別記様式第1

一般財団法人目黒区剣道連盟 休会届

平成 年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟理事長 殿

届出者氏名 _____ 印

下記の理由により一般財団法人目黒区剣道連盟を休会したいので、一般財団法人目黒区剣道連盟会員に関する規程細則第1条第2項の規定に基づきお届けいたします。

なお、再度入会の手続きをとる場合、一般財団法人目黒区剣道連盟会員に関する規程により所定の手続きをとります。

記

1 休会事由

| |
|--|
| |
|--|

2 休会期間（予定） 平成 年 月 ～ 平成 年 月

審査申請願い

平成 年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟理事長 殿

氏名 _____ 印

一般財団法人目黒区剣道連盟会員に関する規程細則第2条第2項の規定に基づき、下記の審査につき申請願いを提出します。

なお、申請願いの提出にあたっては、審査結果にかかわらず継続的な会員として一般財団法人目黒区剣道連盟会員に関する規程第6条に規定された義務を果たすべく、会費納入等所定の手続きを継続することを誓約いたします。

記

審査内容

| |
|--|
| |
|--|